

花と緑のわがまちづくり助成制度の概要

花と緑のわがまちづくり助成制度は、まちなかに草花等を植栽し、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものです。

(助成対象者)

助成の対象者は、市内の公園、学校、公民館、集会所、街路樹の植樹樹(連続した複数の区間)等の公共の場所において緑化活動(草花等の植栽およびその維持管理)を行う自治会、管理組合、若しくは事業所、又は地域の緑化グループです。

(助成対象経費)

助成の対象となる経費は、花苗、種子、球根、樹木(低木)、プランター、土、肥料等の原材料の購入費用とします。

(緑化活動の回数)

緑化活動の回数は、年間(1会計年度)2回を基本としています。なお、3回以上緑化活動をするときは、協議してください。

(助成金の額)

助成金の額は、原材料の購入費用に相当する額としますが、緑化活動の回数や花壇の大きさなどにより、助成金の額が異なります。

花壇等において緑化活動を行う場合

- 年間2回以上行う場合、1㎡当たり年間5,000円以内(花苗以外の原材料を含む)
- 年間1回行う場合、1㎡当たり年間2,500円以内(花苗以外の原材料を含む)

プランターを用いて緑化活動を行う場合

- 年間2回以上行う場合、1基当たり年間1,800円以内(プランター、土、花苗等の原材料を含む)
- 年間1回行う場合、1基当たり年間1,300円以内(プランター、土、花苗等の原材料を含む)

ただし、1対象者につき1会計年度80,000円が限度です。

※申請期間内の認定額の総額が予算額を超える場合は、按分等により減額します。

(認定申請)

助成金の交付を受けようとする者は、助成事業認定申請書を花のまちづくりセンターへ提出し、認定を受けてください。

(変更の承認)

認定を受けた者は、事業の変更(軽微な変更を除く。)又は中止をしようとするときは、花のまちづくりセンターへ届け出て、その承認を受けてください。

(実績報告)

緑化活動後、速やかに花と緑のわがまちづくり助成事業実績報告書を花のまちづくりセンターへ（年間2回以上緑化活動を行う場合はその都度）提出し、助成金の額の確定を受けてください。

(助成金の交付の請求)

助成金の額の確定後、請求書により助成金を花のまちづくりセンターへ請求してください。

(助成金の交付)

助成金の交付の請求があったときは、助成金を交付します。

(認定申請等の流れ)

認定申請から認定、実績報告及び助成金の交付までの流れは、別紙をご参照ください。

(その他)

認定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、事業の認定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、返還を命じることがあります。

- ・偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- ・助成金を助成対象以外の用途に使用したとき。

※この助成制度により緑化活動を実施し助成金の交付を受けるには、事業の認定を受けていただく必要がありますので、事前に花のまちづくりセンターへご相談ください。

(問い合わせ) 花のまちづくりセンター（電話70-0187）

担当：大神、大久保、西井